

機関番号：22604

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：2008～2010

課題番号：20530309

研究課題名 (和文) ドイツにおける早生的新自由主義の生成と展開に関する研究
—ナチス期の国家と市場研究課題名 (英文) Emergence and Development of the early born New Liberalism in Germany
— State and Market in the Third Empire

研究代表者

雨宮 昭彦 (AMEMIYA AKIHIKO)

首都大学東京・社会科学部研究科・教授

研究者番号：60202701

研究成果の概要 (和文)：世界恐慌以後のドイツ「第三帝国」における経済システム再構築の試みを、工業、農業、通貨に関して研究した。具体的には工業ではナチス新民法 (国民法)・競争政策・一般業務条件改正・強制カルテル設立法等の経済法、労働では国民的労働秩序法による賃金政策、農業では所得均衡・人口政策・食料自給を企図した政策、通貨ではマルクの対ドルレート維持・「国家信用制度法」。農業ではコブ・ダグラス生産関数を用いて分析の指針とした。さらに、これら政策の歴史的意義を社会システム理論の視点から考察した。

研究成果の概要 (英文)：I researched on the policy attempt of the German Third Empire (das Dritte Reich) to reconstruct the economic system after the Great Depression with regard to the industrial, agricultural, and currency systems, namely, the National Socialist New Civil Law (das Volksgesetzbuch), the competitive policies, the General Business Conditions (Allgemeine Geschäftsbedingungen), and the economic laws (e. g. Law for compulsory Organization of Cartel) in the industrial system, the policies for the correction of the income differential between agricultural and industrial families, the demographic policy, and the policies for self-sufficiency in food in the agricultural system, the motives of the maintenance of the exchange rate of Mark (for the U.S. dollar) and the Law for Credit System (Reichsgesetz über das Kreditwesen) in the currency system. I tried to use the Cobb-Douglas Production Function for the comparison between the land and labor productivity in the agriculture. Furthermore I investigated the historical meanings of these policies from a viewpoint of a sociological systems theory.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学・経済史

キーワード：(1) 新自由主義、(2) 大転換、(3) 所有と契約、(4) 競争政策、(5) オルド自由主義 (6) 所得均衡・人口政策・食料自給、(7) 土地生産性と労働生産性、(8) 脱商品化

1. 研究開始当初の背景

(1) 戦間期以降の現代経済史の有力なアプ

ローチは次の通りである。すなわち、現代資本主義経済 (「国家独占資本主義」) の特質を、

インフレーションをビルト・インした資本主義システムとしてとらえ、それが円滑に機能するための国内的・国際的条件が形成されていく過程を歴史的に分析する視点である（加藤榮一『ワイマル体制の経済構造』東大出版会、1973年；同『現代資本主義と福祉国家』ミネルヴァ書房、2006年）。その際、この条件とは、通貨制度では管理通貨制と国際通貨制度(IMF)であり、労資関係では第一次世界大戦後の労資同権化である。

(2) 自由主義国家を克服して積極的財政・金融政策を展開する介入国家の発展と経済と社会の組織化（市場の組織化と福祉国家化）はこのシステムの基本的特徴である。この視点から、1920年代のドイツは、極めて不十分な条件下で試行されたという意味で「早生的」国独資と名付けられた。第一次世界大戦の経済史的画期性を明らかにした点や、（第二次大戦後の）現代経済の重要な特質を20年代に求めうる根拠を示した点でこの見方には大きなメリットが認められた（廣田功・奥田央・大沢真理編『転換期の国家・資本・労働』東大出版会、1988年）。

(3) しかし、他方、30年代のナチス体制については、ブリューニング内閣の着手した課題（労資間対立の調整による資本主義の維持）の強権的実行、（資本主義的再生産機構と対立する）「強力な統制経済」、（労働の組織化のための）「スペンディング・ポリシー」といった議論や、反体制エネルギーを反革命エネルギーに転化させる「擬似革命」といった説明に止まり、この時期の経済学的特質は十分に解明されてはこなかった。

2. 研究の目的

(1) 筆者は、拙著『競争秩序のポリティクス』（東大出版会、2005年）において、ドイツ「新自由主義」の視点から戦間期ドイツ経済を再検討する作業を体系的に行った（また、筆者のドイツ語雑誌論文（7））。そこで論じたように、ワイマル的介入主義でも、マンチェスター的自由主義でもない「第三の立場」としての、経済の「新しい均衡」への強制着陸を課題とする「新自由主義」の視点から分析されたナチス経済論は、現代経済史研究に次のような新しい視座を示唆している。①資本主義経済は、「政治の優位」と「経済憲法」による市場経済的「経済秩序」（＝競争秩序）として再構成される。②経済政策はこの経済秩序を維持するためにすぐれて「競争政策」として実施される。③国民経済は、国家介入のあり方（直接的・間接的介入）によって、（農業経済・労働経済・工業経済で異なった）複合的な経済体制として組織される。④国家介入の基本原則は、（農業経済を

除けば）「完全競争」の実現である。それが原理的に不可能な労働市場や、不完全競争（寡占・独占）が一般化した工業経済に競争秩序を構築するためには、競争法・競争政策が経済学的・法学的市場分析に基づいて適用されねばならない。ナチス期のカルテル政策や賃金・価格政策は、以上の視点から、（単なる「統制」や「管理」を超えた）新たな意味を開示する。景気政策も、インフレーションを随伴しない「数量景気」の実現を目的とし、需要の過剰拡大による市場競争の阻害を引き起こさない（財政・金融政策上の）範囲という視点から再評価される。

(2) 筆者の以上のような観点は、ドイツで現在進行中のナチス経済研究（A. Ritschl、C. Buchheim/J. Scherner、J. Streb、先行的には、Ch. S. Meyer、W. Abelshauser）に支えられている。介入政策による競争原理に準拠した市場経済秩序の創出・維持を目指す点でレッセフェール自由主義とは区別された新自由主義は、ドイツでは、20年代のワイマル期の福祉国家とコーポラティズムへの反動として30年代ナチス体制の中で、早生的に生成・発展したのではないか。この点を解明することが本研究の目的である。

3. 研究の方法

(1) ナチス第三帝国の国民経済を「工業経済」、「労働経済」、「食糧経済」という3つの制度から成立するとの観点から、主として、それらの経済制御の相違、すなわち、国家によるコントロールという点から見ると、「工業経済」は基本的には市場による制御という通常の制御方法が適用されたが、「労働経済」と「食糧経済」は、国家による直接的管理のもとに置かれたという点に注目して分析する。

(2) その法的枠組みとしては、工業経済に関しては、国家価格監視委員の課題・権限委譲法(1933)；強制カルテル設立法(1933)；価格高騰防止法(1934)など、及び、（政府・企業間の）契約のあり方、労働経済では、労働信託官法(1933)；国民的労働秩序法(1934)など、食糧経済では、農業負債関係規正法(1933)、国家世襲農場法(1933)、国家食糧団の暫定構成および農産物に関する市場・価格規制措置法(1933)、国家世襲農場条例(1936)などの意義が重要となる

4. 研究成果

(1) 「資本主義の危機」とファシズム—新自由主義の視点から
①自由主義経済の危機と救済モデル
1930年代の世界恐慌は、「資本主義の全般的危機」（コミンテルン）とされたが、ドイツ

の新自由主義者オイケンによれば「資本主義の危機」・「資本主義の沼沢化」であった。この世界恐慌期にドイツの新自由主義（オールド自由主義）が誕生した。1. W. オイケンは、1932年に、「資本主義の危機」の原因を次の点に求めたか。1) 資本主義の危機とは、市場メカニズムの危機、すなわち価格メカニズムの危機である。これは、利益団体（労働組合、企業家団体・カルテルなどの市場権力）と国家権力との結びつき（「経済国家」カール・シュミット）により価格が政治価格に変質したことにより起った。特に第一次世界大戦後は、議会制民主主義によって労働者・ホワイトカラー（大衆）の政治権力・経済権力（左派政党、労働組合など）が増大し、「経済国家」の克服という課題が生じた。2) ヴェルサイユ条約は国際的勢力均衡（世界経済の外交的インフラ）を崩壊させ、諸勢力の国際的不均衡を固定化した。同条約の廃棄による国際的勢力均衡の回復という課題が生じた。2. A. リュストウは、1932年は、ワイマール共和国を様々な利益団体（「多元主義」）の「獲物としての国家」（シュミット）みなし、それによる市場メカニズムの機能不全を修正し、市場における「新しい均衡」を迅速に実現するためには、（市場法則・価格メカニズムに反しない、むしろそれに即した）自由主義的国家介入と、19世紀的自由放任でも、ワイマール共和国の社会政策的国家介入でもない第三の立場を主張した。「強い国家」（シュミット）による「獲物としての国家」の克服のために憲法改正、大統領の独裁権力の強化を提案した。3. エルヴィン・フォン・ベッケラートは、1932年に、イタリア・ファシズムを、経済的自由主義を救済する国家モデルであり、市場における「自然的均衡」から「人為的均衡」への転換を遂行しうる国家であると評価した。経済・市場の法秩序を、私法（民法、商法）ではなく公法（憲法）すなわち「経済憲法」（シュミット）に昇格させるべきとした。ちなみにフォーコーは「経済が公法を作り出す」ところに新自由主義の核心を求めた。4. A. ミュラー・アルマックは、1932年に、ベッケラートと同様にイタリアのファシスト国家に注目した。ファシズムが没落の運命にある経済的自由主義を救済すると考え、「ファシズムのイタリアの展開のなかに確かな手がかり」があるとし、「経済を国家へと完全に組み込むことによって、・・・今日ではほとんど没落を運命付けられた、個人のイニシアティブや責任といった諸領域が再び強化される」、とした。ちなみに、ゲルマ・ベルによれば、イタリアのファシスト国家とドイツのナチス国家は民営化政策の先駆である。

②ナチス政権成立の意義

新自由主義オイケンらの視点から見ると、

1) グライヒシャルトゥング（1933年、地方自治・州政府の解体、諸政党の解体、利益団体（労働組合）の解体）の経済政策的意味は、利益団体（とくに労働組合）の解体により「経済国家」「獲物としての国家」の克服と「強い国家」が誕生したことにより、それは賃金決定に大きな意味をもった。「自立的な法形成にとって非常に重要な団体は、例外なく、国家の手中に入った」（グロスマン=デルト、オールド自由主義の法学者、1933年）。2) 英独海軍協定（1935年）はドイツの再軍備化を承認し、（ナチスによるズデーテン併合などへの）イギリスの対独宥和政策はヴェルサイユ条約の事実上の破棄であり、それは国際的勢力均衡の回復を意味する。

（2）新自由主義から見たナチス経済

①組み合わされた経済秩序—オールド自由主義（F. ベーム）のナチス経済論

ベームによれば、経済秩序は経済体制（旧い経済体制、計画経済、自由市場経済）と国家の優位（「強い国家」）からなる。経済体制を比較すると、成長のダイナミズムと運営コスト（経済計画：企業、家計、政府）の視点から見て市場による調整コストは計画経済よりもはるかに安い。ナチス第三帝国の経済は組み合わされた経済秩序であり、労働経済、工業経済、食糧経済からなる。

②労働経済—「賃金規則」による「人為的均衡」

大恐慌後ドイツの景気回復（1933/34年）において経済政策はデフレ的（反インフレ的）・自由主義的性格が指摘される（当時の国際決済銀行BISの幹部もこの点を確認）。景気対策の予算規模は、大量の失業者数に対して相対的に小規模であり、乗数効果は小さく、ケインズ主義的公共投資の役割は従来考えられてきたより小さい。賃金政策の重要性が指摘されている。ベームは、1933年以後の賃金水準について、生産的国民経済という関心から見て弾力的な賃金水準が実現したが、それは国家の「賃金規則」（国家が直接賃金率を決定）を通じて初めてもたらされたとし、かかる賃金水準は、企業家側が常に「独占的優位」にある不完全競争市場である労働市場においては自由競争を通じては実現され得ないとした。企業と（グライヒシャルトゥングによって労働組合を失った）個々の労働者の自由取引では、賃金は「耐え難い低賃金」になる。ナチスは、ワイマールの労使関係を解体した後、「国民的労働秩序法」で「経営規則」を制定し、労働の取引を個々の企業の事項としたが、これは現実には実行されず、例外的事項として規定された「賃金規則」（国家が直接賃金率を決定）が常に実施された。これによりワイマール期（労働組合が強かった時期）の高賃金を回避する一方、自由放任

にした場合の極度な低賃金をも避けえた。例外規定は逆転して通則化し、労働信託官という行政機関が賃金率を設定した。これは、オールド自由主義の視点からは、労働市場を市場経済の理想型、すなわち完全競争（全商品の完売（完全雇用）を実現する価格（賃金）の実現）へと人為的に接近させたとみなしうる。完全競争である「かのような」（als-ob）結果が競争を排除した権威的指令のもとで実現したのである。

③工業経済——「組み合わされた経済憲法」の思想

工業経済に関しては、市場を基本的に維持し、市場の機能（業績競争）を、価格監視やカルテル管理などの経済法を通じて意識的・政策的に発展させた。価格政策が軸となった。「強制カルテル設立法」（カルテルの設立と同時にその解体の権限をも国家に与えた）にベームは、自由競争による間接的市場制御と国家による直接的市場制御との「組み合わされた経済憲法の思想」がナチス経済において初めて実現したとして、その画期的性格を指摘した。オールド自由主義エコノミスト、ミクシュの経済政策論によれば、完全競争か不完全競争かという市場形態のあり方に応じて、「強制カルテル設立法」に規定された、カルテル設立・解体に関する国家経済相の権限の発動の仕方は異なる。完全競争市場にカルテルが組織されている場合にはカルテルを解体すれば理想的競争状態が生ずる。寡占のような不完全競争市場では競争排除的な独占・カルテルが常態であるから、国家は、むしろカルテルを競争政策の手段として利用する。例えば、「計算カルテル」は、カルテル内部の個々の企業の価格設定を国家が監視することでカルテル内部で競争が展開し、弱い企業が淘汰される。完全競争であるかのような状態を人為的に創出する「かのようにの原理」（ベーム）に基づく政策が「かのようにの経済政策」（ミクシュ）である。完全競争における価格と企業の関係は、「完全競争では、価格は企業にとって運命」（ベーム）であると定義される。企業がプライス・テイカーである完全競争市場では、利益の増加は、（独占やカルテルのような）価格引上げがシャットアウトされているために、コストを下げることでしか実現できない。「競争秩序を通じて企業家の全エネルギーとイニシアティブがコストへと向けられる。この心理的強制の発動のなかに競争制度の秘密の全てがある」（ベーム）。競争政策（及び、契約の「インセンティブ設計」（下記）による資本主義経済秩序の（創発的）形成・維持は社会システム理論における「文脈的制御」（H. ヴィルケ）に相当するものと考えられる。

（3）戦時経済における「契約」

再軍備を目的とした 1936 年以後は「例外状態」（シュミット）であり、「4 年計画施行法」（1936 年）や「価格高騰禁止法」（1936 年）のような「例外法」が適用された。再軍備政策によって国家は市場における最大の顧客となった。政府は巨大な発注者（プリンシパル）となり、予算規模は急拡大した。ここで政府と企業はどのように取引をしたのか。新しい経済史研究はここに「契約理論」の適用可能性があることを教えている。ナチス戦時経済における国家と企業の取引は、基本的には、市場経済における契約関係であって、「中央管理の計画経済ではなく、市場経済におけるプリンシパル・エージェントモデルの市場指向的フレームワークが妥当する」（J. シュトレープ）。「契約の自由」と私的所有権に基づく市場経済システムにおける「契約」は「インセンティブ設計」の考え方が有効である。契約タイプには基本的にコスト・プラス契約と固定価格契約がある。コスト・プラス契約は、後から、かかった原価を支払うため企業は生産の効率化に怠惰となり「モラルハザード」が発生する。固定価格契約は、契約で最初に設定した価格を支払うため、企業は、価格とコストの格差を広げようとし、企業の生産効率化努力を促す。しかし、企業の生産能力に関する情報（企業の効用関数における効率性（費用）パラメーター）は基本的に企業の個人情報であるため企業の申告した原価に基づいて固定価格契約を結ぶ場合、設定した固定価格は、政府側（発注側）に不利となり、過剰な支払いとなることがある（政府側に不利な契約＝「逆選択」）。1942 年以降、戦時経済が本格化する中で、固定価格契約が一般化した（「1942 年 5 月 19 日の単位価格ないしグループ価格に関する条例」）。その理由：①政府側（発注側）が企業の生産費などの情報を蓄積し、ある程度適切な固定価格の設定が可能となった。②政府にとり産業の生産効率化が主要目標となり、企業がある程度の情報上の優位（「情報レント」）を利用して設定した固定価格での政府の支払いは、産業の効率性向上の代価と考えられた。ただし、政府は、会計監査により企業のモラルハザードを監視した。戦時期の外国での建設計画（橋、道路、建物）などでは、その特殊状況から、企業は効率化努力に限界（戦争による破壊、資材調達の困難、不熟練の外国人労働力など）があり、再交渉の結果コスト・プラス契約に戻るなど、両契約形態が併存した。

（4）世界恐慌と「擬制商品」の管理

①「擬制商品」と世界恐慌

労働経済と食糧経済は、ナチス経済体制では、市場での自由な取引から切り離されて、国家の直接的な管理の下に置かれた。これらの市場は「擬制商品」（ポランニー）であり、「労

働」と「土地」に直接関わっている。すなわち、「擬制商品」である「労働、貨幣、土地」は、本来、販売のために生産されたのではないが、資本主義市場経済のためには不可欠な「本質的生産要素」である。「労働」は人間活動そのものであり、「土地」は自然の別名であり、「貨幣」は、本来、単なる購買力のシンボルで、売買されるものではない。「擬制商品」は取引を市場に完全に委ねることに無理がある。「擬制商品」の商品化が行き過ぎた場合、「労働」の商品化に関しては、人間の抵抗（労働運動・社会政策の発展）が起り、「貨幣」の商品化に関しては、金融危機等の結果、中央銀行による通貨管理や通貨的機能をもつ金融商品（広義流動性）の管理が必要となり、「土地」の商品化に関しては農業問題・食料問題、環境問題などが発生する。世界恐慌期には、これら「擬制商品」に関して、労働では大量失業、貨幣では金融恐慌、土地では農業恐慌という形で問題が噴出した。1930年代の大恐慌が提示した最も重要な課題は、こうした「擬制商品」の管理という問題（「ポランニー的課題」）である。この視点から見ると、「工業経済」以外の、「労働経済」（労働）と「食糧経済」（土地）を市場経済から分離し国家の直接管理のもとに置いたナチス経済はいかに評価しうるか。

②第三帝国における労働・土地（農地）・通貨の管理

1)「労働」：新自由主義の考え方に従えば、労働を、権力によって、結果的に、完全競争市場の論理に服従させることで完全雇用を達成した（上記）。

2)「土地」：「国家食糧団」の制度により、農産物と農業加工品の売買に公定価格を導入し、取引において弱い立場にある農民の所得保障をすることで「(農工間)所得均衡」を達成しようとした。「国家世襲農場」の制度により、農民人口の維持（「人口政策」）をはかって、中小規模農地(約4割)の取引を禁止し長子相続を義務づけた(土地の「脱商品化」)。当時の経済学者(オルド自由主義など)は、ナチス食糧経済の秩序である「中央からの操舵」という形態を基本的に適切と判断し、その根拠を、農業生産においては所得弾力性・価格弾力性が低く、通常の市場取引には不適當であるところに求めた。他方で、国家世襲農場はダイナミズムを欠くと判断した。ナチスは、体制を支える重要な階層として農民人口の維持を狙って約4割の農地の市場取引を禁止したが、それは、コブ・ダグラス生産関数による労働生産性と土地生産性の比較分析が明らかにするように、経営の大規模化の障害となり、「食料自給」の課題と対立しただけでなく、「(農工間)所得均衡」の達成をも困難にした。その解決策となったのが東ヨーロッパ・ロシアの侵略を前提とした

「東部ヨーロッパ総合開発計画」であり、それは、植民地で労働生産性を重視したアメリカ型大農経営を計画するものだった。「土地」を環境・自然保護という今日的視点から見ると、この時期に「自然保護法」(1935年)という環境法が制定された。1998年から2005年までドイツの環境大臣を務めたユルゲン・トリッティン(Jürgen Trittin)は、ドイツ連邦自然保護法の出発点がナチスの時代にあったことに関連して、「ナチズムの時代が過去にあるとはうわべだけのことだ。その時代は、繰り返し、私たちに追いつき、私たち—社会全体としての、また個人としての私たちに、問いを突きつけて、私たちに追究しているのだ」、と述べた。

3)「貨幣」：各国が対ドルレートを切り下げていくなかで、マルク(ドイツの通貨)はむしろその維持の方向が追求され、国内的には「国家信用制度法」(1934年)によって貨幣の「商品化」を規制し資本市場の健全化・金融経済の秩序を保護する政策(自己資本比率の規定、金融機関の新設・合併の認可義務(営業の自由の禁止)、与信額上限の規定(信用総量のコントロール、信用経済の拡大を制限)、準備金の規定、金融機関の中央による監督)がとられた。物価騰貴と財政拡大を抑制しつつ実行された景気回復の方法(数量景気の誘導政策)も、ここでの視点から見ると、「信用経済」の拡大を抑制して貨幣の商品化を制御する試みとみなしうる。なおこの時期にオルド自由主義のエコノミスト、ルッツは、アメリカのシカゴ学派をも参照しつつ、基本的には、19世紀の通貨システム(1844年のピール銀行条例に始まる)である金本位制(金融政策の自立性の排除を含む)の再生を構想した。そこで展開された金本位制(固定相場制)と政治システムの関係は、「国際経済のトリレンマ論」の先駆である。19世紀の世界経済では固定相場制と資本移動の自由のもとに各国の自立的な金融政策は不可能であった。ところで自立的な金融政策・経済政策は政治的・経済的民主主義にとって必要条件であるが故に、19世紀的な世界経済の条件下では経済的自由主義は(政治的・経済的)民主主義を排除するのである。

③経済的自由主義と民主主義の関係—対立と両立

民主主義と経済的自由主義の「対立」という視点から見れば、ナチス経済は、政治的・経済的民主主義を犠牲にして、経済的自由主義の新しいコンセプトを追究したといえる。比較的安定した経済的自由主義の時代(パクス・ブリタニカの19世紀)には、「政治的民主主義：普通選挙権」も、「経済的民主主義：団結権」も制度化されてはいなかった。経済的自由主義と民主主義の「両立」の追究は、20世紀、第一次世界大戦後の実験

的な試みだった。政治的民主主義に関しては、男女普通選挙権の実現はドイツの1919年のワイマール憲法が先駆であり、アメリカでは1920年、イギリスでは1928年、フランスでは1944年であった。経済的民主主義（団結権など労資の同権化や所得再分配）の制度化の端緒も第一次世界大戦後のことであった。これらを背景に、ドイツでは、1920年代に、社会民主主義の新しい経済政策思想が、経済的自由主義に対抗するオルタナティブへと発展した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計7件)

(1) 雨宮昭彦「第三帝国」食糧経済システムの課題と政策」首都大学東京大学院社会科学部 経営学専攻 Research Paper Series, 77号、2010年11月、1—52頁。

(2) 雨宮昭彦「システム理論で読むナチズム」(上、(下『UP』(東京大学出版会)、451号、452号、2010年5月、6月、27—32頁、12—17頁。

(3) 雨宮昭彦「比較社会史の「理論」と社会システム論的アプローチ」『思想』1032号、2010年5月、68—92頁。

(4) Akihiko Amemiya, Erneuerung der wirtschaftspolitischen Ideen in der Zwischenkriegszeit (西谷修・中山智香子編『グローバル・クライシスと“経済”の審問』東京外国語大学総合国際学研究院、2010年3月25日、所収、総頁225頁) pp.196—225.

(5) Akihiko Amemiya, Innovation der wirtschaftspolitischen Ideen in der Zwischenkriegszeit, 首都大学東京 大学院社会科学部 経営学専攻 Research Paper Series, No.68, 2009年11月, 30頁。

(6) 雨宮昭彦「ライン資本主義と経済文化の闘争」(アーベルスハウザー『経済文化の闘争 資本主義の多様性を考える』東京大学出版会、2009年、249頁、所収)、197—225頁。

(7) Akihiko, AMEMIYA, Neoliberalismus und Faschismus: Liberaler Interventionismus und die Ordnung des Wettbewerbs, in: Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte, 2008, 2.Heft.

[学会発表] (計4件)

(1) 雨宮昭彦「「ポスト大転換システム」の課題と類型—ナチズムから戦後システムへ」(招待講演)、日仏文化講座「資本主義の「多様性」と経済思想—経済的自由主義の再検討」(日仏会館)、2011年1月22日。

(2) 雨宮昭彦『経済文化の闘争—資本主

義の多様性を考える』(アーベルスハウザー著、雨宮昭彦他訳)に関する講演(招待講演)、経営史学会関西支部、2009年12月19日。

(3) AMEMIYA, Akihiko, Die Erneuerung der wirtschaftspolitischen Ideen in der Zwischenkriegszeit, Seminar: Die Anfänge des deutschen Neuen Liberalismus an der Tokyo University of Foreign Studies (招待講演)、東京外国語大学本郷サテライト、2009年9月29日。

(4) 雨宮昭彦「ポスト大転換システムの経済史的・思想的考察」21世紀COEプログラム・持続可能な福祉社会に向けた国際公共研究拠点・千葉大学人文社会科学部研究科・国際公共比較部門対話研究会、首都大学東京秋葉原サテライト、2008年12月16日。

[図書] (計4件)

(1) 『労働—公共性と労働—福祉ネクサス』安孫子誠・水島治郎編著、勁草書房、2009年、284頁 (雨宮昭彦「ポスト大転換システムの歴史的考察」129—149頁を所収)。

(2) 『ドイツ経済思想史』田村信一・原田哲史編、八千代出版、2009年、264頁 (雨宮昭彦「社会的市場経済の思想—オールド自由主義」129—149頁、を所収)。

(3) 『管理された市場経済の生成 介入的自由主義の比較経済史』雨宮昭彦・J.シュートレープ編著、日本経済評論社、2009年、323頁 (雨宮昭彦「1930年代ドイツにおける「経済的自由」の法的再構築—ナチス経済法と競争秩序のシステム」1—43頁、所収)。

(4) 『変貌する労働と社会システム』手塚和彰・中窪裕也編、信山社、2008年、536頁 (雨宮昭彦「ドイツにおける労働市場の危機と『市民参加』」317—336頁、を所収)。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

雨宮 昭彦 (AMEMIYA AKIHIKO)

首都大学東京・社会科学部研究科・教授

研究者番号：60202701